

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

工 藤 元 男

はじめに

先に私は、近時出土の雲夢睡虎地秦墓竹簡(以下、秦簡と略)の中に含まれている占いのテキスト「日書」の基礎的検討を行い、その史料的可能性について一定の展望を試み、それをふまえながらさらに、「埋もれていた行神——主として秦簡『日書』による——」(『東洋文化研究所紀要』第一〇六冊、一九八八年三月)という小論において、楚における時日の構造の一端を析出したが、それはつぎのような問題意識によるものであった。

秦律を中心とする戦国秦の法制史料を大量に出土した湖北省雲夢県睡虎地は、秦が戦国末期(前二七八)に楚の都鄢一帶に置いた「南郡」の中に含まれる。秦簡はこの南郡の一官吏の棺内から発見されたものであるが、「日書」が秦律等の法制史料と同時に出土するのは、秦の占領地支配と一定の関係があったからである。すなわち「日書」に現れた種々の禁忌の習俗は、その出土地である戦国楚の

ものがベースになっていると考えられ、それは楚地の暦・時日の構造と不可分のものであるはずである。そこでそのような暦・時日の内容がもっとも集中していると思われる旅行関係の記事に注目し、当時の楚人が何を行神と信じ、どんな時日を選択して旅行に出て、それはいかなる占法原理により、また城門を出るときにはどんな儀礼を行うのか、また帰ってくるときもそれらの時日や儀礼はどうであったのか等々を分析してみると、それらは相互に密接に関連する一つの「行神信仰の世界」を構成していることが分かった。その結果、その中から、一、当時の行神は「禹」であり、そこから「禹歩」「禹符」等の呪術的歩行法や呪符が生まれたこと、二、時日の選択の占法原理で後代の「婦忌日」「往亡日」「臨日」等と同じものや、また律呂の原理による「納音五行」が初期的な姿ですでに現れていること、三、漢代を上限と考えられていた「十二時制」がさらに戦国時代にまで遡れるようになったこと、四、以上の検討から析出された諸々の禁忌・時日の選択・占法原理・旅行のさいの通過儀礼が、後の道書のなかに吸収・継承されていること、等々が検証されたの

である。するとそのような暦・時日によって、譬えていえば根茎的もしくは網状に複雑に構成された楚の(習俗の総体としての)「異文化」を、秦はその支配体制の中にどのように取り込んでいったのが問題となってくる。小論は、そのような視座から戦国秦の南郡支配の特質とその後の転換の論理を、主として秦簡「日書」の分析を通じて検証しようとするものである。

一 「稷辰」に見える秦・楚の占い

「日書」は甲種(730~885)と乙種(896~1155)の両篇があり、その内容は両者に共通しているものが多い⁽¹⁾。しかし片方だけにしか見えないものもあり、そのような両者の関係をどう考えるかはまだ未解決の問題である。また「日書」の中に秦や楚の名が直接見える占文はまれである。そのためこのテキストを先験的に秦のもの⁽²⁾とみなす傾向がある⁽³⁾。しかし、個々の占文を秦もしくは楚のものと同定するのはそれほど簡単なことではなく、それなりの論証的手続きを必要とする。そのため前引の小論において私は、「旅行」についての関係記事を全体の関係性の中で構造化し、そこに現前する固有の習俗の世界を楚のものと同定するというやや迂遠な方法を採用した次第である。そのような占文の所属の同定に関するもう一つの有効な方法は、同一の占法原理による種々の占文を相互に比較することである。

あろう。例えばつぎの甲種「日書」簡に見える「稷辰」に⁽⁴⁾

稷辰

正月・二月：子、秀。丑・戌、正陽。寅・酉、危陽。卯、
敷。辰・申、驚。巳・未、陰。午、驚。亥、結。

三月・四月：寅、秀。卯・子、正陽。辰・亥、危陽。巳、
敷。午・戌、驚。未・酉、陰。申、驚。丑、結。

五月・六月：辰、秀。巳・寅、正陽。午・丑、危陽。未、
敷。申・子、驚。酉・亥、陰。戌、驚。卯、結。

七月・八月：午、秀。未・辰、正陽。申・卯、危陽。酉、
敷。戌・寅、驚。亥・丑、陰。子、驚。巳、結。

九月・十月：申、秀。酉・午、正陽。戌・巳、危陽。亥、
敷。子・辰、驚。丑・卯、陰。寅、驚。未、結。

十一月・十二月：戌、秀。亥・申、正陽。子・未、危陽。
丑、敷。寅・午、驚。卯・巳、陰。辰、驚。酉、結。

とあり、これは二ヶ月をもつて一組とし、各二ヶ月間の各日の吉凶を干支で表された日の十二支の部分で占うもので、毎日が秀・正陽・危陽・敷・驚・陰・結の八種のいずれかの日に当たるようになっていて、それが一年を通じて占われるために、各二ヶ月を単位とする最初の日の起点を二辰ずつズラして構成されており、またそれらの八種の日がいかなる日であるかを判断するための辞はその後に(甲761~765)まとめて記されている。この占いの十二支の配列順序を数字に置き換えて表にしてみると、表1のようになる。それな

表1 稷辰の配列

	秀	正陽	危陽	敷	萬	陰	鶩	結
1・2月	1	2 11	3 10	4 5	9 6	8 7	12 11	10 9
3・4月	3	4 1	5 12	6 7	11 10	12 9	1 8	2 7
5・6月	5	6 3	7 2	8 9	1 10	2 11	3 12	4 10
7・8月	7	8 5	9 4	10 11	3 12	4 1	5 2	6 3
9・10月	9	10 7	11 6	12 1	4 2	5 3	6 4	7 5
11・12月	11	12 9	1 8	2 3	7 4	8 5	9 6	10 7

りに規則的な配列となっているが、それがいかなる原理によっているのかは、後世の占書にまだ類例を見つけ出すことができていないため、今のところ不明である。

饒宗頤氏はこの占いを「叢辰」に同定されている⁽⁵⁾。叢辰については『史記』卷二六「日者列伝」褚少孫補文に、

臣、郎為りし時、太卜の待詔して郎と為る者と署を同じうす。

言いて曰く「孝武帝の時、占家を聚会して之に問う、某日、婦を取る可きか、と」と。五行家曰く

「可」と。堪輿家曰く「不可」と。

建除家曰く「不吉」と。叢辰家曰

く「大凶」と。歴家曰く「小凶」と。

天人家曰く「小吉」と。太一家曰

く「大吉」と。辯訟して決せず。

とあるように、前漢時代では術数家の

一派の占法であった。また『漢書』卷

三〇「芸文志」の五行家の類に「鍾律

叢辰。日苑二十三卷」が見え、その占法

原理に関して、時代は下るが『正字通』

に「叢辰とは、猶お今の五行生剋を以

て日を扶ぶごときなり」とある。これ

より、叢辰の占法原理は五行説によるものであったと考えられる。しかし「日書」の稷辰は五行説によるものとは認めがたくむしろ建除の方法に近い。饒宗頤氏が「日書」の「稷辰」を「叢辰」と見なされたのは「稷辰」の「稷」字を「叢」字に釈し得ることに基づいているが、しかし占法原理からいって氏の説は困難であろう。

ところで、この「稷辰」と酷似した占文が乙種(922-928)にも見える。それは「秦」という標題の占文である。原文の脱落や誤写がしばしば見られるので、甲種の「稷辰」によって復原訂正すると、つぎのようである。

正月・二月：子、采。丑・戌、【正】陽。寅・酉、危陽。卯、敷。【辰】・申、萬。巳・未、陰。午、徹。丑(当作亥)、結。秦 三月・四月：寅、采。卯・【子】、正陽。辰・【亥】、危陽。巳、敷。午・戌、萬。未・酉、陰。申、徹。丑、結。

五月・六月：辰、采。巳・寅、正陽。午・丑、危陽。未、敷。申・子、萬。酉・亥、陰。戌、徹。卯、結。

七月・八月：午、采。未・辰、正陽。【申】・未(当作卯)、危陽。酉、敷。戌・寅、萬。亥・丑、陰。子、鶩。巳、結。

九月・十月：申、采。【酉】・午、正陽。戌・巳、危陽。亥、敷。巳(当作子)・辰、萬。丑・卯、陰。寅、徹。未、結。

【十一月・十二月：戌、秀。亥・申、正陽。子・未、危陽。陽。戊(当作丑)、敷。寅・午、萬。巳・卯(当作卯・巳)、陰。

辰、徹。酉、結。

占文中の用語に若干の差異はあるが、両者が同一の占法原理によっていることは明かである。そして後者の占文に「秦」という標題があるので、それが秦の占いであることも疑いない。すると前者の「稷辰」はおそらく楚のものであると推定される。したがって「秦」とは本来「秦の稷辰」の謂いで、その標題のあり方から、まず楚の「稷辰」があり、その後それと占法原理を同じくする秦のものが入ってきたので、楚人の側から「秦(稷辰)」と表記されたという事情を窺うことができる。「日書」における同一の占法原理による秦楚両種の占文の並存は、まさしく秦の占領地支配を背景とする現象であると思われる、それはさらにつぎの建除の例からも検証できる。

二「建除」に見える秦・楚の占い

甲種「43~54 簡に「秦除」という標題の占文が見える。

①秦除 正月。建寅、除卯、盈辰、平巳、定午、摯未、被申、危

酉、成戌、収亥、開子、閉丑。

二月。建卯、除辰、盈巳、平午、定未、執申、被酉、危

戌、成亥、収子、開丑、閉寅。

三月。建辰、除巳、盈午、平未、定申、執酉、被戌、危

亥、成子、収丑、開寅、閉卯。

四月。建巳、除午、盈未、平申、定酉、摯戌、被亥、危子、成丑、収寅、開卯、閉辰。

五月。建午、除未、盈申、平酉、定戌、摯亥、被子、危丑、成寅、収卯、開辰、閉巳。

六月。建未、除申、盈酉、平戌、定亥、摯子、被丑、危寅、成卯、収辰、開巳、閉午。

七月。建申、除酉、盈戌、平亥、定子、摯丑、被寅、危卯、成辰、収巳、開午、閉未。

八月。建酉、除戌、盈亥、平子、定丑、摯寅、被卯、危辰、成巳、収午、開未、閉申。

九月。建戌、除亥、盈子、平丑、定寅、摯卯、被辰、危巳、成午、収未、開申、閉酉。

十月。建亥、除子、盈丑、平寅、定卯、摯辰、被巳、危午、成未、収申、開酉、閉戌。

十一月。建子、除丑、盈寅、平卯、定辰、摯巳、被午、危未、成申、収酉、開戌、閉亥。

十二月。建丑、除寅、盈卯、平辰、定巳、摯午、被未、危申、成酉、収戌、開亥、閉子。

これは所謂「建除」表である。建除は後世暦注の一種として知られており現在も中段の暦注として存しているが、それは正月寅の日を建、卯の日に除、……丑の日に閉を当て、これを一ヶ月繰り返す

と、つぎの月から建に当たる日を一辰づつズラして同様に繰り返す、その日の当たる建から閉までの建除十二神によって吉凶を知る、という方法によって占うものである。その文献上のまとまった記事は『淮南子』「天文訓」を初見とするが、ただその「天文訓」と「日書」には、用語に若干の相違がある。すなわち「天文訓」の「満」は「日書」では「盈」に、「被」は「被」に、「執」は二月・三月以外はみな「摯」に作るごとくである。

如上の「秦除」はその標題から「秦の建除」に同定できるが、じつはこの占文の前にさらにつぎのような占文がある(甲280v2)。

②除

十一月	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
斗	月	須	營	奎	胃	畢	東	柳	張	角	氏
子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
建	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子
陷	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑
彼	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅
平	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯
寧	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰
空	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳
坐	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午
蓋	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未

成：戌 亥 子 丑 寅 卯 辰 巳 午 未 申 酉
甬：亥 子 丑 寅 卯 辰 巳 午 未 申 酉 戌

両者の簡番号から見て取れるように、②の「除」は「日書」甲種の冒頭に置かれた占文で、①の「秦除」はその直後に置かれているという関係になっている。そしてこの②の「除」も用語に異同はあるものの、やはり建除の一種であることは疑いない。

そこでこの両種の建除を比べてみると、その相違はさまざまあるが、基本的相違点は何といっても①の「秦除」が正月の寅日から始まっているのにたいして、②の「除」が一月の子日から始まっている点である。また、「日書」が甲乙兩種とも内容の多くが共通していることはすでに述べたが、乙種においては次の③と④の占文が甲種におけるこの兩種の建除と対応していることに注目される。

③ 十一月 正月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月

子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	交
寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	交
寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	交
卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	交
辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	交
巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	交
午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	交
未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	交

申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未□□
酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申盡絶
戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉成決
亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌復秀

(乙896~908)

④

正月：建寅、余卯、吉辰、実巳、密午、微未、衝申、剋酉、
虚戌、吉亥、実子、閏丑。

徐

二月：建【卯、徐】辰、吉巳、実午、密未、微申、衝酉、
【剋戌、虚】亥、吉子、実丑、閏寅。

三月：建【辰、徐】巳、吉午、実未、密申、敷酉、衝戌、
剋亥、虚子、吉丑、実寅、閏卯。

四月：建巳、徐午、吉未、実申、密酉、敷戌、衝子〔当作
亥〕、【剋子】、虚丑、吉寅、【実】卯、閏辰。

五月：建午、徐【未】、吉申、実酉、密戌、敷亥、衝子、
剋丑、虚寅、吉卯、実辰、閏巳。

六月：建未、徐申、吉酉、実戌、密亥、敷子、衝丑、剋寅、
虚卯、吉辰、実巳、閏午。

七月：建申、徐酉、吉戌、実亥、密子、敷丑、衝寅、剋卯、
虚辰、吉【巳】、実午、閏未。

八月：建酉、徐戌、吉亥、実子、密丑、微寅、衝卯、剋辰、
虚巳、吉午、実未、閏申。

九月：建戌、徐亥、吉子、実丑、密寅、微卯、衝辰、剋巳、
虚午、吉未、実申、閏酉。

十月：建亥、徐子、吉丑、実寅、密卯、敷辰、衝巳、剋午、
虚未、吉申、実酉、閏戌。

十一月：建子、徐丑、吉寅、実卯、密辰、敷巳、衝午、剋
未、虚申、【吉酉】、実戌、閏亥。

十二月：建丑、徐寅、吉卯、実辰、密巳、微午、衝未、剋
申、虚酉、吉亥〔当作戌〕、【実亥】、閏子。(乙921~935)

すると、これより甲種の①「秦除」と乙種の④「徐」、および甲種の②「除」と乙種③「？」は、一方が正月寅日を、他方が一月子日をそれぞれ起点とする点で共通することが分かる。そして、①「秦除」と④「徐」が起点を共通することから④「徐」も秦の建除とみなすことができる。したがって、これにたいして一月子日を起点とする②「除」と③「？」は楚の建除であると推定される。このように、甲乙両種の冒頭に秦・楚二つの建除が並列されているのはけっして偶然ではなく、順序からいえば、甲乙両種とも楚の建除がまず最初に置かれ、その後に秦の建除が並べ置かれる、という意識的な配列になっていると考えられ、それは前節で検討した「稷辰」と「秦」の対応関係に共通する。このように秦楚の建除が並存しているのは、おそらくそれらの基礎をなしている両国の曆に一定の相違があったためであると考えられる。

三 「歳」・「家子□」に見える秦・楚の占い

この秦楚両国の暦の問題を検討するうえで重要な史料を提供しているのは、つぎの「歳」という標題の占文（甲193～96上段）である。

歳 刑夷・八月・猷馬：歳在東方、以北大羊（祥）、東旦亡、

南遇英（殃）、西数反其卿（禍）。

夏夷・九月・中夕：歳在南方、以東大羊（祥）、南旦亡、

西禺（遇）英（殃）、北数反其卿（禍）。

紡月・十月・屈夕：歳在西方、以南大羊（祥）、西旦亡、

北禺（遇）英（殃）、東数反其卿（禍）。

七月・爰月・援夕：歳在北方、以西大羊（祥）、北旦亡、

東禺（遇）英（殃）、南数反其卿（禍）。

この占いの方法については後述するが、ここで注意されるのは、「歳」という標題のすぐ下にある種々の月名である。それらの月名は同占文の下段に、

十月楚冬夕、日六夕十。二月楚夏辰、日八夕八。六月楚九月、日十夕六。十一月楚屈夕、日五夕十一。三月楚紡月、日九夕七。八月楚爰月、日八夕八。正月楚刑夷、日七夕九。五月楚八月、日十一夕五。九月楚虞（猷）馬、日七夕九。

とある記事により十二ヶ月との対応関係を知ることができる。これはすでに曾憲通氏も論じておられるように「秦楚月名対照表」⁽⁷⁾を示すもので、それによって秦と楚の月名対照を表にしてみると、表2のようになる（なお、月名の後に見える日・夕の数字は、毎月の昼夜の増減率を示したものである）。すると、この表から秦と楚では暦がちょうど三ヶ月ズレていることが分かる。

表2 秦楚月名対照表

												秦
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	楚
援夕	屈夕	冬夕	虞（猷）馬	爰月	十月	九月	八月	七月	紡月	夏辰	刑夷	
三月	二月	正月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	

表3 歳の構図

一 年				歳				大祥				旦亡				遇殃				数反其卿			
四月	八月	十二月	東方	四月	八月	十二月	東方	四月	八月	十二月	東方	四月	八月	十二月	東方	四月	八月	十二月	東方	四月	八月	十二月	東方
五月	九月	正月	南方	五月	九月	正月	南方	五月	九月	正月	南方	五月	九月	正月	南方	五月	九月	正月	南方	五月	九月	正月	南方
六月	十月	二月	西方	六月	十月	二月	西方	六月	十月	二月	西方	六月	十月	二月	西方	六月	十月	二月	西方	六月	十月	二月	西方
七月	十一月	三月	北方	七月	十一月	三月	北方	七月	十一月	三月	北方	七月	十一月	三月	北方	七月	十一月	三月	北方	七月	十一月	三月	北方

そこでこの表に基づいて「歳」の内容を整理してみると、表3のようになる。したがって、これより「歳」は楚暦をもとにして、三ヶ月を一組とし、その組に含まれる各月において歳（木星）が現れる方位によって四方の吉凶（大祥・旦亡・遇殃等）を判断する占い

であることが分かる。⁽⁸⁾ その方位は、最初の「四月・八月・十二月」の歳の位置である「東方」を起点として、時計回りに規則的に配当されている。むしろ実際の木星がこのように移動することはあり得ない。しかし木星をこのように移動すると考える何らかの宇宙観が、あるいは当時存在したのかも知れない。

また、このような「歳」に見られる歳星占いと同一の原理は、さらにつぎの乙種(1095~95)の「家子□」においても確認できる。

家子 正月・五月・【九月】：正東尽、【東南斲】、東(当作正)

南夬麗、西南執辱、正西鄒逐、西北統光、正北吉富、東北【反郷】。

□ 二月・六月・十月：正南尽、西南斲、正西夬麗、西北執辱、正北鄒逐、【東】北統光、正東吉富、東南反郷。

三月・七月・十一月：正西尽、【西】北斲、正北夬麗、東北執辱、正東鄒逐、東南統光、正南吉富、西南反郷。

四月・八月・十二月：正北尽、【東北】斲、正東夬麗、【東】南執辱、【正南鄒逐】、正(当作西)南統光、正西吉富、西北反郷。

標題の「家子□」とは、「日書」では「取(娶)妻家(嫁)女」(甲19)「取(娶)婦家(嫁)女」(甲195)のように「家女」が「嫁入り」の謂いとして頻見するので、あるいは「嫁子□」として各月における嫁入りのときの方位の吉凶を示したものかも知れない。とも

あれ、この占文は先の「歳」とは標題が異なり、また「歳星」の名も見えないが、三ヶ月を一組にしている点、またそれらの月における方位の吉凶を指示している点で、それは「歳」と原理的にはまったく同一である。そして、さらに注目されることは、「歳」の方は「四月」を起点としているのに対して、「家子□」の方は「正月」を起点としている点である。両者の起点に三ヶ月のズレがあるのは、表2で示したように秦の正月が楚の刑夷(四月)に当たるからであろう。したがって、これより「刑夷」(四月)を起点とする「歳」は楚暦による歳星占いであり、これにたいして「家子□」は同一の占法原理による秦の占いであることができるのである。

四 楚暦の秦律への影響

このように、秦楚両占いの関係から新たに入ってきた秦の占いにたいする楚の占いの側の一定の対応、あるいは秦楚両地域の占いの相違を確認しようとする相互意思が働いている状況が認められる。例えば、「歳」はその上段が表3に整理したような楚の占いであるのにたいして、その下段の「秦楚月名対照表」は、表2に整理したように、秦の側からの対応、すなわち秦の何月が楚の何月に当たるのかということを説明するものである。このように「歳」が、全体として上段の楚の月名で表されている占文をその下段において秦の

側から説明するという構成になっているのは、秦楚両占いのある意味での交流を示すものといえよう。

また、秦楚両占いの基礎となっている秦曆と楚曆には一定の差異があるという先の想定は、以上の検討から明確になったといえる。すると秦曆・楚曆がはたして三正もしくは春秋六曆などの何に拠っているのが問題となる。おそらくそれには歳首の問題が関係していると推定される。

周知のように、所謂三正においては、夏正は建寅の月をもって正月とし、周正は建子の月をもって正月とする。ただし、この「正月」を「歳首」の意味に解すれば、楚の建除と目されるものが「十一月子日」を起点とし、秦の建除が「正月寅日」を起点としているのは、楚曆が周正により、秦曆が夏正によっていることを反映している可能性が高いといわなければならない。秦と楚の曆の差が三ヶ月あるのは「正月歳首」と「十一月歳首」の差によるものと推定される。しかし、他方、先の「歳」の下段の「秦楚月名对照表」は一〇月から始まっており、また同じく「日書」中の「亥戌」(甲戌~乙亥)という二十八宿占いも一〇月から始まっている。さらにまた同じく秦簡「秦律十八種」の倉律(102~103簡)にも、

稲の禾に後れて孰(熟)すれば、稲を後年に計せよ。已に獲せば数を上り、粢・糲(糲)粘(黏)稲を別て。粢・糲(糲)の裏(釀)を別たば、歳ごとに之を異積し、増積する勿く、以て

客に給し、十月に到れば数を牒書し、内【史】に上れ。

倉【律】

〔簡装本〕四一~二頁

とあり、これは稲の收穫に関する規定であるが、その主旨は、稲の收穫が粟よりも後れた場合には、その帳簿は次年度に計上せよということであり、具体的には、その数量を報告するときウルチとモチゴメとを区別し、また倉には年度ごとにかつ兩者を別々に分けて収蔵し、その数量は一〇月に計上し、それは内史に報告されるのである。これより、通常秦では帳簿は九月末でめめ、それに間に合わなかった晩稲などについては一〇月に計上されるものであったことが知られる。それは秦では一〇月を歳首としていたからである。

したがって、戦国秦ではある時期から建亥一〇月を歳首としていたことは厳然たる事実である。するとこれはどう考えるべきなのであろうか。曾憲通氏は、秦が夏曆から顓頊曆に変わったことと、楚曆との三ヶ月のズレの関係の説明に苦慮されているが、私は、戦国時代のある時期に秦では正月歳首の夏曆から一〇月歳首の顓頊曆へ転換したが、「日書」には一〇月歳首に変わった後もそれ以前の夏曆に基づく占いが残され並存しているものと推定している。ただしこの仮説は今後曆法の面から実証的に傍証されなければならないのであるが。

さて、以上のように秦楚の占いに相互のある意味での交流があり、両占いの基礎に秦楚の曆の違いがあったとすれば、南郡では秦に占

を成さんとすればなり。

とあり、「春三月」が「夏三月」とともにそれぞれの季節の三ヶ月を示しているのはその傍証となる。したがって、この田律の主旨は、換言すると、資源保護のため山林薮沢における動植物の狩猟採集は、楚曆の春三ヶ月（四・五・六月）の間禁止し、夏月（七・八・九月）に入ったら初めて許す、ということなのである。

このような楚曆に基づくと思われる秦律は、さらにつぎの「秦律十八種」の既苑律（88）（簡）においても認められる。

四月・七月・十月・正月を以て田牛を膚す。卒歳、正月を以て之を大課す。最なれば、田畜夫に壺西（酒）・束脯を賜い、早（皂）を為せし者は一更を除し、牛長に日三旬を賜う。殿なれば、田畜夫を誅し、冗皂者を罰すること二月。（後略）

『簡装本』三〇頁

これは古賀登氏も指摘されるように、牛耕に使役される田牛の皮膚のツヤを見て、その健康状態を調べる¹⁰²ときの規定であると思われるが、この中で一年間の総合的評価（『大課』は「正月」になされるが、それを含めた定期的検査の時期を「四月・七月・十月・正月」としているのは、それらが楚曆における四時の最初の月、すなわち孟春・孟夏・孟秋・孟冬であることを意味するものである¹⁰³）。

楚曆をもとにして制定されたと思われる秦律の析出は、今のところこの二条にとどまるが、しかしこれによって、秦が南郡の設置後

その地の固有の曆法によって律を制定していたという事実がはじめて検証されたことになり、それは秦の占領地支配のあり方を検討する上で重要な示唆を与えるものである。

これまで秦律の性格をめぐり、それを秦王国内においてのみ施行されたものとする説が根強くあり、戦国秦の内史の財政に関する権限がその占領地全体に及んだとする私の旧説¹⁰⁴にたいして種々批判をいただいた。それらの批判には従うべき論点もある。しかしこれまでの「日書」の検討に基づく田律や既苑律の分析結果から、秦がその占領地を拡大してゆく過程で、その地域の実状に応じた律が適宜制定されていたことが明らかとなった以上、秦律はやはり占領地全体に適用されるべき性格のものであり、少なくとも秦簡に含まれている各種秦律は、南郡においてじっさいに適用されるべきものであったことが、改めて傍証されたといわなければならない。

ただし秦律はすべてがそのままのかたちで施行されたのでもなかった。つまり、占領地の固有の習俗・異文化を自己の法制支配の体制内に取り込むために、在地の曆法（それは習俗・文化の根幹をなすものの一つである）を利用してところに、秦の現実的な法治主義の特徴が看取されるのである。

五 「語書」と秦の六国統一

「日書」から検証されたこのような占領地の異文化を巧みに取り込んでゆく現実的な政策は、その後廃されていったごとくである。

なぜなら、秦王政二〇年（前二三）に南郡守騰によって治下の県や道の長吏に下達された同じ秦簡の「語書」では、「民の郷俗」は「悪俗」として否定されているからである。したがって、その間の秦の支配体制の変化の推移を最後に検討してみたい。行論の都合上、その前半の文（054～061簡）を以下に書き下してみよう。

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰、県・道の嗇夫に謂う：古者レ、民に郷俗有り、其の利とする所及び好悪は同じからず、或るものは民に便せずレ、邦を害するなり。是を以て聖王は濃度を作為し、以て民心を矯端しレ、其の邪避（僻）を去りレ、其の悪俗を除けりレ。濃律未だ足らざればレ、民に詐巧多くレ、故に後に令を問する者有りレ。凡そ濃律令なる者は、以て民を教道（導）しレ、其の淫避（僻）を去り、其の悪俗を除きレ、之をして為善に之らしむるものなりレ。今、濃律令已に具われりレ。而るに吏民用いる莫く、郷俗淫失（佚）の民は止まずレ、是れ即ち主の明法を濃（廢）するなり。而して邪避（僻）・淫失（佚）の民を長ぜしめ、甚だ邦を害しレ、民に便せず。故に、騰、是

がために濃律令・田令及び為間私方を脩めて之を下しレ、吏に令して明布し、吏民をして皆之を明智（知）し、皐に巨（尫）る母からしむレ。今、濃律令已に布かるるも、聞くならく、吏民の濃を犯し間私を為す者止まずレ、私好レ・郷俗の心変わらずレ、令・丞自從り以下、智（知）れども挙げて論ぜざる、とレ。是れ即ち明らかに主の明濃を避くるなりレ、而して邪避（僻）の民を養匿するなりレ。此の如くんば、則ち人臣と為りて亦た不忠なり。若し智（知）らずんば是れ不勝任・不智なりレ。智（知）れども敢えて論ぜざれば、是れ即ち不廉なり。此れ皆な大罪なり。而して令・丞明智（知）せざれば、甚だ不便なり。今且に人をして之を案行し、令に従わざる者を挙劾し、致すに律を以てし、論じて令・丞に及ばしめんとす。有（又）た且に県官を課し、独（独）れが犯令多けれども令・丞の得せざる者なるか、令・丞を以て聞せしめんとす。次を以て伝えよ。書を江陵に別かつて布き、郵を以て行レ。

（『簡装本』一五〇九頁）

この「語書」の内容をめぐって、当初中国の学界では「儒法闘争史観」の影響により、この文書の性格を「奴隸制復辟と封建制割拠に反対する動員令」とか「奴隸主復辟勢力を討伐する戦闘檄文」というような解釈を下し、また秦の昭襄王元年（前三〇六）から始皇帝三〇年（前二三）までの間の秦の統一戦争と墓主およびその家族に関する記事が編年体で書かれている秦簡「編年記」の始皇一九年の

条に、

□□□南郡備敬(警)。

(306 簡下段、『簡装本』七頁)

と見える記事と「語書」とを結びつけ、それらの奴隸主勢力の復辟運動に楚の奴隸主貴族が呼応して南郡を攻めたものと見なすような傾向が強かった。¹⁰⁶しかし、そうした解釈は、その後詹越氏によって「影射史学」と批判され、¹⁰⁷再解釈が試みられたが、その主な論点は以下のごとくである。①「悪俗」・「郷俗」とは南郡の伝統的風俗習慣を指す。騰は秦の尚武の風習を占領地区に強要し、南郡の固有の風俗習慣を厳禁したので、当地の各階層の反抗を招いた。②「淫佚の民」とは、一般に農戦に従事しない商賈・手工業者・説客を指し、さらに没落して盗賊となった農民や奴隸をも含む。南郡守騰が一九年に「南郡備敬(警)」の命令を下し、二〇年にこの文書を発布して警戒防備し鎮圧しようとしたのは、これらの人々を対象としたものである。③南郡の俗は「剽輕にして怒りを発し易く、地薄くして積聚寡し」(『史記』卷二九「貨殖列伝」)、つまり地瘦せ民貧しく、そのため反抗精神に富んでいるのは、明らかに農民階級と地主階級の対立・闘争を物語っている。④この文書の中で「秦の法律令を」「吏民用いる莫く、郷俗・淫失(佚)の民止まず」と認めているのは、騰の統治が民心を得ていないことを物語っている。⑤南郡の設置から楚の滅亡までの間に楚の貴族は始皇二三年に一度だけ南郡を攻撃しているが、「南郡備敬(警)」の発布はその四年前なので、二三年

の南郡攻撃が一九年の「南郡備敬(警)」に波及するはずがない。以上の詹氏の所論は「語書」を所謂「影射史学」から開放し、とりわけ「語書」を楚の「習俗」との関連で注意された点で大きな前進であり、後にこうした観点は黃盛璋氏や熊鉄基氏らによって受け継がれている。今、それらの所論をふまえて、行論に直接かわるところを検討してみたい。

この文書が発布された前後の秦と六国の関係を秦の側から見てみると、秦の対外戦争はすでに昭襄王時代から激化していたが、秦王政のときも即位当初からほとんど連年出兵しており、「語書」が発布された前年と三年前にはすでに趙と韓が滅ぼされている。このように「語書」は秦の六国統一がすでにその射程に入った時点で発布されているのである。したがって、それは近い将来秦が六国を統一するだろうという共通認識を背景に下達されたものといえる。そのような状況に「語書」の内容を重ね合わせてみれば、戦国末の秦の志向していた支配体制の理念がいかなるものであったかが分かるはずである。

当該文書自体の主旨は以下のごとくである。①往古民間にあった「郷俗」は、地域によって利害を異にしていたので人民にも国家にも不都合であった。②その後聖王が現れて、新たに統一的な法度を作成し、従来の「悪俗」としての郷俗を除去し、人民を矯正することになった。③しかしそれでも「法律」の不備は免れず、そのため

人民の中に法律を巧みに欺いて「令」を乱すものが出現した。④その点、現在の御世においては「法律令」自体は完備しているけれども、吏民はそれを無視し、そのため地域的な「郷俗」が横行しており、それは主（秦王）の「明法」を廃するものである。⑤そのため南郡守騰は「法律令・田令・為閭私方を脩めて」下し、官吏に命じてそれを発布させ、吏民に周知徹底させることにより、彼らが法を犯して罪に陥ることのないようにした、等々である。

この「郷俗」「淫佚の民」に関して、詹氏は如上に要約した①②③のように捉え、また黄氏も「主として地方の男女の風俗習慣を指し、つぎにはあえて法律に違反し、搾取圧迫を受けることに甘んじない労働人民をも含む」と述べておられる。しかし私はこの文書の基調となっているのは在地の「郷俗」（＝習俗）と秦法との対立状況であり、「郷俗」「淫佚の民」とは秦法の浸透を阻む楚の固有の習俗全般およびそれを保守して秦法に従おうとしない旧楚の人々を指すものと考ええる。

「郷俗」はそれぞれ固有の価値体系によって実存する。したがってそれは本質的に秦法による画一的支配を拒否するだろう。ゆえに「郷俗」を守り秦法に従おうとしない者は「郷俗淫失（佚）の民」・「邪避（僻）・淫失（佚）の民」等と非難され、またそのような「郷俗」を黙許する官吏もまた「明らかに主の明法を避くる」者・「邪避（僻）の民を養匿する」者・「不忠」・「不勝任・不智」・「不廉」等々

と言葉を尽くして激しく攻撃されているのである。それゆえに、この文書は必ずしも特定の事件に関連して発布されたものであるとはいいがたく、「編年記」始皇十九年の「南郡備敬（警）」の記事と結びつけなければならない必然性はないように思われる。²⁰⁾当該条に対して整理小組は、

荊王（＝楚王）、青陽以西を献ず。已にして約に畔き、我が南郡を撃つ。故に兵を発して誅し、其の王を得、遂に其の荊の地を定む。

《史記》卷六「秦始皇本紀」二六年条

とある記事を引き、ここに見える楚の南郡攻撃が「編年記」の記事の背景をなすと注している。この記事は、統一後、秦が六国を征服した理由について説明した始皇帝の詔の一節であるが、しかし先述のごとく詹氏は、むしろ同本紀二三年の条に、

秦王、復た王翦を召し、彊いて之を起たしめ、将として荊（楚）を撃たしむ。陳より以南平輿に至るまでを取り、荊王を虜にす。

とある記事の背景に楚の南郡攻撃があったことを想定されているように、一九年の「南郡備敬（警）」は「語書」の背景とは別の次元に属する事柄である可能性が高いのである。

そこで改めて始皇十九年における楚の状況を見てみると、この年は楚では幽王が死亡して同母弟の哀王が立ったが、庶兄負芻の徒が哀王を殺して負芻を立てるといふ内乱があり、しかもその五年後に楚はついに秦によって滅ぼされているのである。してみると「編年

記」の「南郡備敬(警)」とは、むしろ哀王と負弼の王位をめぐる楚の内乱の余波が南郡に及ぶことを警戒し、秦がそれに備えたことと解釈したほうがよいのではあるまいか。

「語書」の内容を「南郡備敬(警)」の問題から切り離してみると、そこに見られる基調は、秦の六国統一へ向けての一元적支配への強固な意志である。そのために地方固有の価値体系によって実存するような習俗は否定され、秦律の徹底が督促されているのである。南郡守騰が「騰、是がために法律令・田令及び為間私方を脩めて之を下し、吏に令して明布し、吏民をして皆之を明智(知)し、皐に巨(距)る母からしむ」と述べているのは、彼が自ら「立法者」として南郡に臨んだことを意味するものではないにせよ、そのような表現の中に騰を通して秦の支配理念が端的に表明されているのである。このように、「語書」においては「日書」の検討から窺えたような異文化を自己の支配体制の中に巧みに取り込んでゆくような政治姿勢はすでに消え、秦律による一元的支配の意志が前面に突出していることが注目されるのである。

周知のように、『史記』卷六「秦始皇本紀」二六年の条には秦が行なったとされるさまざまな統一政策が記されている。しかしそれらがみな六国統一の年に立案施行されたものとは考えがたく、統一が目前に迫った戦国末において、秦は帝国の一元的支配へ向けてすでにその支配体制を転換させており、六国統一はいわばその総仕上げであつたと考えるべきであろう。そして、その転換後の秦の支配理念は「語書」という同時代文書を通じて始めて我々は具体的に知り得るようになったのである。

む す び

以上において私は、秦が戦国時代の末期のある時期に、それまでの占領地における固有の習俗を自己の支配体制の中に巧みに取り込んでゆく現実的な政策から、やがてそれらを自ら否定し、一元的支配の方向へ転換してゆく状況を、「日書」・「語書」等の出土史料の検討を通して検証してきた。かくして六国統一後に完成した(と自負する)そのような秦の支配体制に関して、始皇帝は統一の二年後に立てた「琅邪台刻石文」の中で、法度・器械・度量・文字の統一を行なったことを述べ、その結果として、

異俗を匡飭し、水を陵り、地を經、黔首を憂恤し、朝夕懈らず、疑いを除き法を定め、威な辟くる所を知り、方伯職を分かち、諸治經に易く、挙錯必ず当り、画の如くならざること莫し。

〔『史記』卷六「秦始皇本紀」二八年〕

というように、異俗を匡飭し、疑わしい者を処罰の対象から除いて法制を明らかにし、地方長官が各々職務を分掌して政治が平明で分かり易く、その統治が画に描いたように整って明らかになったこと

を自画自賛している。これはまさしく先の「語書」に見える統一理念の実現された（と始皇帝の考える）秦帝国の姿であろう。その自画自賛は、しかし、その死後まもなく起こる全国的反乱の中で裏切られ、理念は破綻した。その秦末の反乱の中から前漢が成立するわけであるが、一九八三年二月～八四年一月、秦簡の出土地とそれほど離れていない湖北省江陵県張家山で前漢初期の三座の墓が発見され、その中のM246墓から漢律等の法制資料と「日書」が同時に出土した。墓主の身分は不明であり、それらの図版や釈文もまだ未刊行であるが、それらはこれまで戦国秦について見てきた統一過程における法と習俗の問題が、前漢でもまた繰り返されていることを示唆している。

注

- (1) 「日書」の概要については、工藤元男「睡虎地秦墓竹簡『日書』について」『《史滴》第七号、一九八六年』を参照されたい。
- (2) 以下に挙げる「歳」という占文以外に、甲種M316簡に「毋以楚九月己未台被新衣手□必死」と見えるくらいである。
- (3) 《日書》研読班「日書：秦社会の一面鏡子」『《文博》一九八六年第五期】。
- (4) 「日書」のテキストは《雲夢睡虎地秦墓》編者組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、北京、一九八一年）による。
- (5) 「稷（叢）辰」（饒宗頤・曾憲通『雲夢秦簡日書研究』所収、中文大学出版社、香港、一九八二年）。
- (6) 饒宗頤氏は「日書」の「盈」を「天文訓」で「満」に作っているのは、

前漢の恵帝の諱を避けたことによると解釈されている（前掲書「建除家言」）。

- (7) 「楚月名初探—兼談昭固墓竹簡的年代問題」『《古文字研究》第五輯、中華書局、一九八一年】。
- (8) 先秦時代の歳星占いとして伝えられるものとしては、『史記』卷二九「貨列伝」に「太陰在卯、穰。明歳衰惡。至午、旱。明歳美。至酉、穰。明歳衰惡。至子、大旱。明歳美、有水。至卯、穰著率歲倍」と見えるが、これは歳星の位置と十二次との関係で占うものであると考えられ、「日書」の占法とは異なる。
- (9) 以下、『簡装本』および頁数とは睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、北京、一九七八年）の釈文・訳注本のもの指す。
- (10) 前掲論文「楚月名初探—兼談昭固墓竹簡的年代問題」。
- (11) 平勢隆郎氏は秦の顓頊曆の暦元を前三六六年の立春朔に算定されている（『楚曆』小考）『《中山大学学報》一九八一年第二期】。
- (12) 古賀登『漢長安城と阡陌・縣鄉亭里制度』（雄山閣、一九八〇年、一八五頁）。
- (13) 曾憲通氏は前掲論文において、『楚辭』『離騷』や湖南省長沙出土の戦国楚帛書に見える楚の月名を検討され、戦国楚に一つの季節を孟・仲・季に三区分する觀念のすでにあったことを推定されているが、従うべきであろう。
- (14) 工藤元男「秦の内史—主として睡虎地秦墓竹簡による—」『《史学雑誌》第九〇編第三号、一九八一年】。
- (15) 角谷定俊「秦における青銅工業の一考察—工官を中心に—」『《駿台史学》第五五号、一九八二年】、藤田勝久「中国古代の関中開発—郡県制形成過程の一考察—」（中国水利史研究会編『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』所収、一九八四年）、越智重明「秦の国家財政制度」（九州大

- 学『東洋史論集』15、一九八六年）、山田勝芳「秦漢時代の大内と少内」『集刊東洋学』第五七号、一九八七年）等。
- (16) 鄭寅「加強上層建築領域中的革命專政——從《南郡守騰文書》看秦始皇堅持反復辟鬥爭——」『光明日報』一九七六年五月一四日、鐘志誠「秦始皇時期反復辟鬥爭的歷史見証——談湖北雲夢出土的秦簡《南郡守騰文書》」《華中師院學報》一九七六年第二期）、石言「《南郡守騰文書》與秦的法治路線」《歷史研究》一九七六年第三期）、北京第二機床廠工人理論組歷史組・華志石「一篇反擊復辟派的戰國檄文——讀《南郡守騰文書》」《考古》一九七六年第五期）、吉林大學考古專業紀南城開門辦學分隊「《南郡守騰文書》和秦的反復辟鬥爭」（同上）、高敏「南郡守騰的經歷及其發布《文書》的意義——讀秦簡《南郡守騰文書》札記」（同氏著『雲夢秦簡初探』所收、河南人民出版社、一九七九年）等々。
- (17) 「斥『四人幫』在秦代史上的反動謬論」《考古》一九七八年第三期）。
- (18) 「雲夢秦簡辨正」《考古學報》一九七九年第一期、同氏著『歷史地理與考古論叢』齊魯書社、濟南、一九八二年、に再録）。
- (19) 「積《南郡守騰文書》——讀雲夢秦簡札記」《中國史研究》一九七九年第三期）。
- (20) 西川靖二氏も同様の解釈をされている（漢初における黃老思想の側面）『東方學』第六二輯、一九八一年）。
- (21) 晁福林「《南郡備警》說質疑」《江漢論壇》一九八〇年第六期）。
- (22) 荊州地區博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」《文物》一九八五年第一期）、張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」（同上）。
- 〔附記〕 この小論は昨年（一九八七年一月三日）に「東洋史研究會大會」（於京大會館）で發表した「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』より見た法と習俗」に加筆したものである。そのさい楚曆に關して鳥取大學の平勢隆郎氏より質問をいただいた。それについての私の案は第四節に改めて明

示しておいた。なおその嗜好並隆司氏も、秦曆と楚曆に關して、建除の記事の分析から小論とほぼ同様の結論に達しておられるようである（『雲夢秦簡日書小論』橫山英・寺地遵編『中國社會史の諸相』所收、勁草書房、一九八八年）。